

千葉市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和6年10月25日

千葉市監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	石橋毅
同	亀井琢磨

6千総総第633号

令和6年10月15日

千葉市監査委員	穴倉輝雄	
同	宮原清貴	様
同	石橋毅	
同	亀井琢磨	

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年度監査報告第9号及び第11号、令和4年度監査報告第9号並びに令和5年度監査報告第7号、第9号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 水上
電話 4014

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（１）支出事務 ウ 補助金の交付決定及び額の確定審査を適正に行うべきもの（都市局） （ア）事案 千葉市港湾事業補助金の補助対象経費は港湾振興事業の海上保安思想普及事業における報償費、印刷製本費、宣伝費、会場費であるが、交付申請書及び実績報告では補助対象経費と補助対象外経費の内訳が確認できなかった。 （イ）問題点 補助対象外経費に対して補助金が交付される可能性がある。 （ウ）原因 所管においては、補助事業者における活動自体が海上保安思想の普及を行うものであるため、印刷製本費や宣伝費はすべて補助事業であるとの認識であったことから、必要な審査が行われていなかった。 （エ）指摘 補助金額の決定及び確定に係る審査については、規則等に基づき適正に行われたい。	千葉市港湾事業補助金交付事務については、「補助金の執行事務の適正化について」（財政局通知）に従い、令和4年4月1日付けで「千葉市港湾事業補助金交付要綱」を一部改正し、補助対象事業を、補助事業者の実施する活動全体から個別の事業に限定した。 さらに、令和5年度の交付決定から、全体事業費と補助対象事業費の関係が明確になる資料の添付を求め、確認している。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
(2) 指摘 ウ 物品の管理を適正に行うべきもの （財政局） (ア) 事案及び問題点 財政局の現地調査において、物品の管理状況を確認したところ、廃棄又は所在不明になっているにもかかわらず、引き続き備品明細一覧表に記録されたままになっていたものが多数見受けられた。 また、備品票が標示されておらず、備品明細一覧表と照合することが困難なものが散見された。 (イ) 原因 千葉市物品会計規則（昭和 52 年千葉市規則第 49 号）に基づき、会計室から年 2 回、備品の確認を求められているが、確認が十分に行われていなかった。 (ウ) 指摘 物品の管理については、規則等に基づき適正に行われたい。	物品の管理については、本庁舎の新庁舎への移転を契機として、令和 5 年 7 月 21 日付け資産経営部長通知により、各所管課が管理する物品以外の共用物品については、本庁舎に限り庁舎管理者（新庁舎整備課）が一括して管理することとした。これにより、当該一括管理の対象としたものについては、新庁舎整備課にて新たな物品台帳（以下「新台帳」という。）を作成した上で、備品票及び消耗品票を標示することにより照合を可能とし、廃棄又は所在不明であった物品については、新台帳作成時に備品明細一覧表と照合した上で、適正に新台帳に反映する等の措置を講じた。 また、令和 6 年 2 月 28 日付けで新庁舎物品マニュアルの運用を開始し、物品の管理を適正に行える体制を整えた。 併せて、新台帳で管理する物品について、千葉市物品会計規則（昭和 52 年千葉市規則第 49 号）に準じ、年 2 回の物品調査を実施し、物品の有無・破損状況・設置場所等の確認を行っている。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（１）支出事務 ア 補助金の交付決定等に係る補助金額の審査を適正に行うべきもの（教育委員会） （ア）事案及び問題点 千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業補助金交付要綱第４条によると、補助対象経費は、交通費、宿泊費及び運搬費としており、補助金額は、別表により算出した金額、又は他の補助による金額を差し引いた実負担額のうち、いずれか低い金額とされている。 しかしながら、交付申請時の収支予算書及び実績報告時の収支決算書を確認したところ、他の団体から補助があったにもかかわらず、この記載がなく、他の補助による金額を差し引いた実負担額との比較を行っていなかった。 （イ）指摘 補助金額の決定及び確定に係る審査については、規則等に基づき適正に行われたい。	補助金額の決定及び確定に係る審査については、令和５年度申請分より、他団体からの補助金額を差し引いた実負担額と、要綱別表により算出した金額を比較した表を作成し、確認することで、要綱等に基づき適正に行っている。
（１）支出事務 イ 補助金の交付決定等に係る補助対象経費の審査を適正に行うべきもの（教育委員会） （ア）事案及び問題点 千葉市小・中学校文科系部活動等中央大会参加事業補助金交付要綱第４条及び別表によると、補助対象経費の一部である交通費は、普通運賃及びバス借上料（有料道路代を含む。）の費用とされている。 しかしながら、交付申請時の収支予算書及び実績報告時の収支報告書を確認したところ、交通費の内訳にバス借上料及び有料道路代に加え、補助対象経費に含まれていない駐車料金が記載	補助金額の決定及び確定に係る審査については、令和５年度申請分より、補助対象とする具体的経費を明示したチェックリストを作成し、確認することで適正に行っている。

されていたにもかかわらず、交通費の内訳を確認していなかった。 (イ) 指摘 補助金額の決定及び確定に係る審査については、規則等に基づき適正に行われたい。	
(2) 契約事務 ウ 最低制限価格の設定を適正に行うべきもの（教育委員会） (ア) 事案及び問題点 建物施設に係る「清掃業務」及び「人的警備業務」における調査基準価格等の算出方法について（令和元年7月17日付け資産経営部長通知）によると、「Ⅰ 予定価格（税抜）に3分の2を乗じて得た額」と「Ⅱ 最低賃金法で定める千葉県下における最低賃金を基準に算出した人件費に必要経費を加算した額」を比較し、いずれか高い方の額を最低制限価格として設定することとされている。 しかしながら、千葉市立郷土博物館清掃業務委託及び千葉市立郷土博物館常駐警備等業務委託における最低制限価格を確認したところ、Ⅱの算出結果と比較せずにⅠを最低制限価格として設定しており、適正な価格が設定されていなかった。 なお、両業務委託の契約金額とも、Ⅱの算出結果より高い額で落札されていたため、入札結果への影響はなかった。 (イ) 指摘 最低制限価格の算出については、通知に基づき適正に行われたい。	最低制限価格の設定については、令和4年12月27日付けで教育次長から各所属長に対して、財務事務の適切な執行について通知が発出され、所属職員に対して周知徹底し、以後、適切な運用を行っている。 なお、令和6年度の各委託の入札については、令和元年7月17日資産経営部長通知に従い算出した最低制限価格を設定し、令和6年3月8日に入札を執行した。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（２）支出事務 ア 概算払の精算を適正に行うべきもの（総務局） （ア）事案及び問題点 千葉市予算会計規則（平成４年千葉市規則第 9 7 号）第 6 0 条第 2 項第 2 号によると、支出命令者は、概算払の精算の報告を受けた場合で、精算残額のあるときは、戻入の手續及び精算（戻入）書の経理主任への回議を行わなければならないとされている。 しかしながら、総務局においては、一部の概算払について、精算残額があるにもかかわらず、経理主任への回議が行われていなかった。 （イ）指摘 概算払の精算については、規則に基づき適正に行われたい。	概算払の精算については、令和 5 年 1 2 月 2 5 日付けで、総務局長から各所属長に対して、適正な事務を行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。
（１）支出事務 エ 補助金の審査を適正に行うべきもの（経済農政局） （ア）事案及び問題点 千葉市勤労者福利厚生事業等補助金交付要綱第 3 条別表によると、労働対策事業の補助対象経費には、公租公課（印紙税、消費税及び地方消費税等）は含まないとされている。 しかしながら、交付の決定及び額の確定関係書類を確認したところ、消費税及び地方消費税を含んだものについても補助対象経費として認め、補助金額の決定及び確定をしていた。 （イ）指摘 補助金額の決定及び確定に係る審査については、要綱等に基づき適正に行われたい。	労働対策事業費に係る補助金額の決定及び確定に係る審査については、令和 5 年 1 2 月 5 日付けで、経済農政局長から部長及び各所属長に対して、財務事務の適切な執行に努めるよう通知を行い、所属職員に対して周知徹底し、以後、要綱に基づき公租公課（印紙税、消費税及び地方消費税等）を確認できる書類により、適正な運用を行っている。 なお、過大に交付した補助金については、令和 6 年 3 月 2 8 日に返還された。

オ 補助事業の変更等に係る申請及び決定 手続を適正に行うべきもの（経済農政局） （ア）事案及び問題点 経済振興関係事業補助金及び農林 関係事業補助金の関係書類を確認した ところ、交付決定時に、補助事業の内容 等の変更をする場合は、あらかじめ市 長の承認を受けることを交付の条件と しているが、事業実施後に変更承認申 請書が提出され、変更の交付決定がさ れているものが見受けられた。 （イ）指摘 補助事業の変更に係る申請及び決 定については、市の想定していた当初 の補助の目的、効果を達成するために、 あらかじめ申請させるべきものである ことから、要綱等に基づき適正に行わ れたい。	補助事業の変更に係る申請及び決定につ いては、令和5年12月5日付けで、経済農政 局長から部長及び各所属長に対して、財務事 務の適切な執行に努めるよう通知を行い、所 属職員に対して周知徹底し、以後、要綱に基 づき適正な運用を行っている。
（１）支出事務 カ 費用の計上を適正に行うべきもの （病院局） （ア）事案及び問題点 地方公営企業法（昭和27年法律 第292号）第20条第1項の規定に よると、地方公営企業においては、その 経営成績を明らかにするため、全ての 費用及び収益を、その発生の実実に基 づいて計上し、かつ、その発生した年度 に正しく割り当てなければならないと されている。 しかしながら、研修に係る支出関 係書類を確認したところ、翌年度に開 催される学会の参加に要する経費等の 支出について、決算時にこれを資産と して繰り延べず、支出した年度の費用 としている事例が見受けられた。 （イ）指摘 期間損益計算を正確に行うため、 費用の計上は法令に基づき適正に行わ れたい。	期間損益計算を正確に行うため、翌年度に 開催される学会の参加に要する経費等の費用 については、前払金に計上し資産として繰り 延べている。

(2) 契約事務 ウ 指名競争入札の業者選定を適正に行うべきもの（経済農政局） (ア) 事案及び問題点 地方自治法施行令第167条の12第1項によると、指名競争入札に当たっては、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならないとされている。 しかしながら、修繕契約関係書類を確認したところ、入札参加資格者名簿から指名業者の選定を行わず、予定価格が100万円以下の修繕で使用する小規模修繕業者登録名簿から選定を行っている事例が見受けられた。 なお、選定された事業者は全て入札参加資格者名簿にも登録されており、選定結果については適正なものとなっていた。 (イ) 指摘 指名競争入札の業者選定については、契約の履行に必要な能力等を確保する必要があることから、法令に基づき適正に行われたい。	指名競争入札の業者選定については、令和5年12月5日付けで、経済農政局長から部長及び所属長に対して、財務事務の適切な執行に努めるよう通知を行い、所属職員に対して周知徹底を図った。 また、チェックリストで確認し、以後、通知に基づき適正な運用を行っている。
(4) その他 ア 契約書等の管理を適正に行うべきもの（総務局） (ア) 事案及び問題点 千葉市公文書管理規則（平成12年千葉市規則第93号）第6条によると、市長は、公文書を、市長が定める保存期間が経過するまでの間、所定の書庫、保管庫等において適切に保存しなければならないとされている。 しかしながら、総務局においては、スキャンされた電子データ等は保存されているものの、紙文書の契約書原本、請求書原本及び領収済通知書の所在が不明になっている事例が見受けられた。 (イ) 指摘 契約書等の管理については、規則等に基づき適正に行われたい。	契約書等の管理については、令和5年12月25日付けで、総務局長から各所属長に対して、規則等に基づき、適正に管理を行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（２）財産管理事務 エ 郵券の管理を適正に行うべきもの （中央区役所、緑区役所） （ア）事案及び問題点 「郵券の適正管理について」（令和 4 年 11 月 28 日付け会計管理者通知）によると、郵券の管理については、定められた消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱いを適正に行うこととされており、また、物品取扱員等は、月末に保管する郵便切手と出納簿上の残数が一致していることを確認した上で、所属の物品管理者の確認を受けることとされている。 しかしながら、中央区役所及び緑区役所においては、払い出された切手を返信用封筒に貼付して使用せずに保管するなど、保管する郵便切手と出納簿上の残数が一致しない事例が見受けられた。 （イ）指摘 郵券は、現金と同様に厳正に取り扱うこととされていることから、郵券の管理については適正に行われたい。	郵券の管理については、保管する郵券を、全て消耗品出納簿及び物品交付請求書により管理するとともに、物品取扱員及び物品管理者が毎月、在庫確認を行い、適正に行っている。